

# 「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」について

## 1 盛土規制法制定の背景

令和3年7月の静岡県熱海市において発生した土石流災害を契機に、危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成等規制法が法律名・目的も含めて抜本的に改正され、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が令和5年5月に施行されました。

## 2 規制区域内における許可について

盛土規制法における規制区域には、「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」があり、規制区域内において行われる一定規模以上の盛土等行為は、許可等必要になります。

許可対象となる盛土等の規模		赤文字	宅地造成等工事規制区域	青文字	特定盛土等規制区域
<b>&lt;土地の形質の変更(盛土・切土)&gt;</b>					
例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等					
要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
イメージ図					
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。					
<b>&lt;一時的な土石の堆積&gt;</b>					
例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等					
要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの			⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの	
イメージ図					

### ◆ 適用除外工事

- 採石法や砂利採取法など、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるとして、法令に規定された一定の工事等
- 道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等
- 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- 工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

### ◆ 特定盛土等規制区域内の届出

- 特定盛土等規制区域内にあって、宅地造成等工事規制区域の許可規模以上で、特定盛土等規制区域の許可対象規模に満たない盛土等は届出が必要

### 3 規制区域(中間案)について

宮城県では、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のために必要な規制を行う区域(規制区域)の指定に向けた基礎調査を昨年度実施しました。

基礎調査は、法に基づく基本方針や基礎調査実施要領を踏まえたもので、調査の結果「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の2つの規制区域は、宮城県全域(仙台市を除く\*)とし、中間案として取りまとめました。

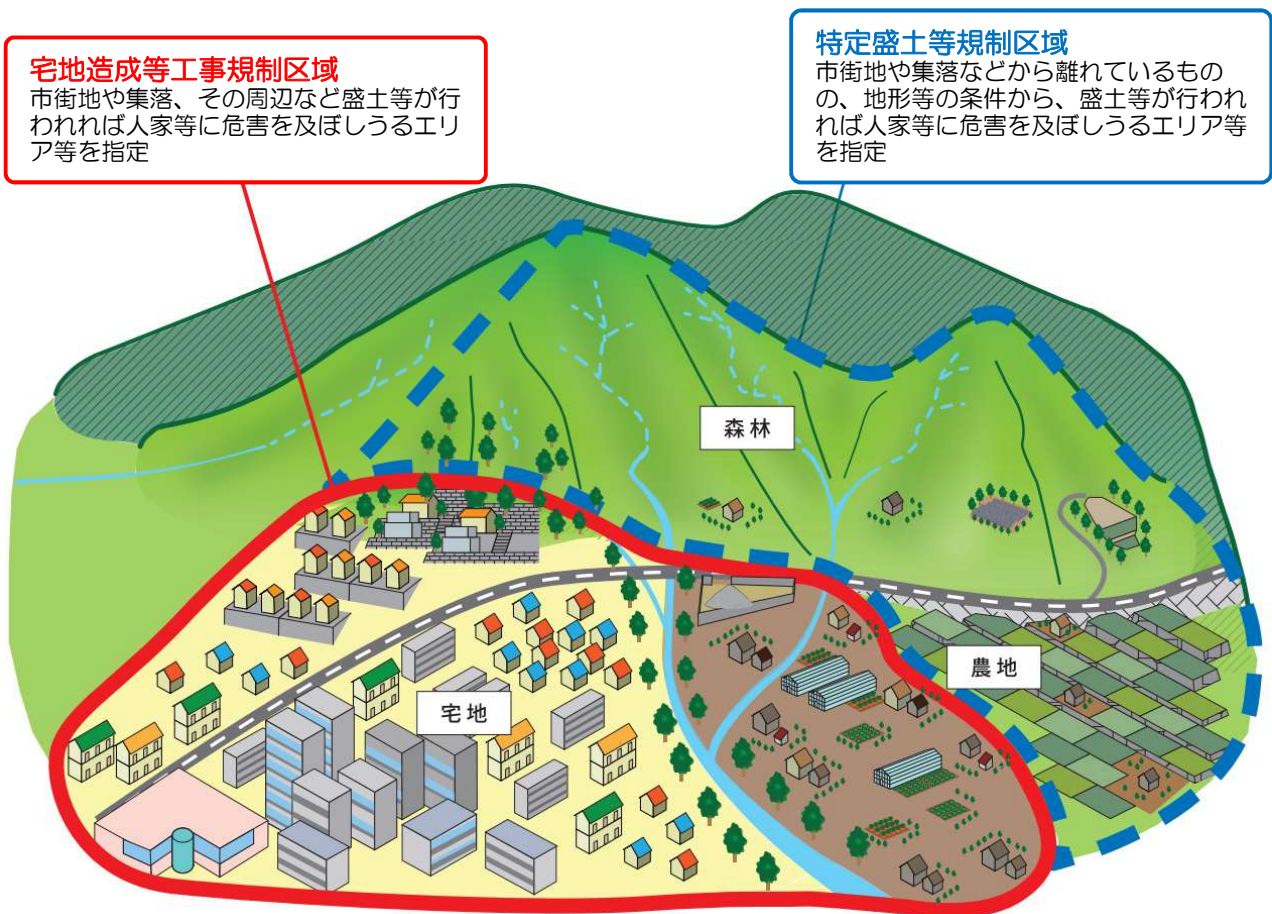
#### ◆ 規制区域の概要

##### ① 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア

##### ② 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



\* 指定都市の仙台市は仙台市長が指定します。